

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第14号

令和4年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会において議決された令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）第15条第1項の規定に基づき告示する。

令和4年8月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達 伸



記

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第10号

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,147,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274,152,168千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市町村支出金		47,700,298	28,431	47,728,729
	1市町村負担金	47,700,298	28,431	47,728,729
2国庫支出金		89,632,909	9,426	89,642,335
	1国庫負担金	64,627,950	9,426	64,637,376
3県支出金		22,269,222	9,426	22,278,648
	1県負担金	22,269,222	9,426	22,278,648
8繰越金		1	7,100,568	7,100,569
	1繰越金	1	7,100,568	7,100,569
補正されなかった款項にかかる額		107,401,887		107,401,887
歳入合計		267,004,317	7,147,851	274,152,168

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		1,235,525	1,206,127	2,441,652
	1総務管理費	1,235,525	1,206,127	2,441,652
6諸支出金		30,302	5,941,724	5,972,026
	1償還金及び還付加算金	30,301	5,941,724	5,972,025
補正されなかった款項にかかる額		265,738,490		265,738,490
歳出合計		267,004,317	7,147,851	274,152,168